

# 洞爺湖町暴力団排除条例

## 逐条解説

洞爺湖町 住民課

## 洞爺湖町暴力団排除条例逐条解説

### (目的)

第1条(1) この条例は、洞爺湖町(以下「町」という。)からの暴力団の排除について、基本理念を定め、及び町(2)の責務並びに町民(3)及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策の基本となる事項等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって地域経済活動の健全な発展に寄与し、及び町民の安全で平穏な生活の確保に寄与することを目的とする。

### 1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。

### 2 解説

- (1) 暴力団は、住民生活の場に深く介入し、活動資金を獲得するために暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、住民や事業者に多大な脅威を与えています。町民、事業者、行政が一体となって町民の生活や社会活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な生活を実現することを、この条例の目的とします。
- (2) 「町」とは、町長、町教育委員会等の町の執行機関の全てをいう。
- (3) 「町民」とは、町内に居住(人の永続的な生活の本拠地をいい、住民登録の有無は問わない。)を有する者のほか、町外からの通勤者や通学者等町内における滞在者も含む。

### 北海道暴力団の排除の推進に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、北海道における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、及び道、道民、事業者等の責務を明らかにするとともに、道及び事業者が講ずべき措置、暴力団事務所に関する措置その他必要な事項を定めることにより、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)等の法令と相まって暴力団の排除を推進し、もって道民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 事業者(3) 町内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び町内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

## 1 趣旨

本条は、本条例で使用する用語の定義について定めたものです。

## 2 解説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含みます。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、暴力団の構成員をいいます。
- (3) 第3号の「事業者」とは、事業を行う個人および法人をいう。消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第2号に定める「事業者」と同義であり、法人か否かを問わず、町内で活動する地縁団体、各種非営利活動団体等も含む。

### 北海道暴力団の排除の推進に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 暴力団の排除 道民生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びにこれにより道民生活及び事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が町民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在である(1)ことの認識の下に、暴力団を恐れないこと(2)、暴力団に対して資金を提供しないこと(3)及び暴力団を利用しないこと(4)を基本として、行われなければならない。

2 暴力団の排除は、町民、事業者、関係機関及び関係団体の相互の連携協力の下(1)に、社会全体で行われなければならない。

1 趣旨

本条は、洞爺湖町からの暴力の排除を推進する上での基本理念について規定するものです。

2 解説

社会全体として、暴力団の非社会性を認識し、暴力団排除活動を一丸となって推進していく上で、活動の概念となる基本理念について定めています。

「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を利用しない」という暴力団排除・暴力追放におけるいわゆる「三ない運動」により、洞爺湖町からの暴力団の排除を推進する上での町、町民、事業者、関係機関及び関係団体の基本的な在り方を示しています。

第1項

(1) 「暴力団が町民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在である」とは、

暴力団は、法第2条第2号のとおり、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であること。

暴力団は、町民に対する卑劣な暴力、示威活動などにより、町民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること。

暴力団は、組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動を行っており社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であること。

等をいいます。

(2) 「暴力団を恐れないこと」とは、暴力団の本質を理解し、誤ったイメージによる恐怖から脱却し、警戒を怠らず対決姿勢を堅持することをいいます。

(3) 「暴力団に対して資金を提供しないこと」とは、暴力団に資金を提供することは結果的に暴力団を認め資金獲得を手助けすることになるため、不当な要求に対する資金を提供しないことは勿論のこと、あらゆる資金の提供を行わないことをいいます。

(4) 「暴力団を利用しないこと」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものの利用をいいます。暴力団の威力の利用は勿論のこと、暴力団員の組織的な労働力の利用も暴力団の利用に該当します。

## 第2項

- (1) 「相互の連携協力の下」とは、組織的に活動する暴力団に対して、行政機関である町をはじめ、関係機関、町民、事業者が一丸となり、暴力団の排除に取り組むべき姿勢をいいます。

### 北海道暴力団の排除の推進に関する条例

#### (基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が道民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、行われなければならない。

- 2 暴力団の排除は、道、市町村、道民、事業者、事業者団体、道暴追センター（法第32条の2第1項の規定により北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者をいう。次条第2項において同じ。）その他関係する機関及び団体の相互の連携の下に、社会全体で行われなければならない。

#### (町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策(1)を実施する責務を有する。

- 2 町は、前項の施策に当たっては、北海道（以下「道」という。）及び北海道警察（以下「道警察」という。）並びに法第32条の2第1項の規定により北海道暴力追放運動推進センターとしての指定を受けた者その他の関係する機関及び団体と密接な連携を図らなければならない。
- 3 町は、道が行う暴力団の排除に関する施策について、必要な情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

## 1 趣旨

本条は、暴力団の排除のための町の責務を明示したもので、町民、事業者や警察署等の関係機関と連携して、暴力団の排除に関する施策を推進することについて規定するものです。

## 2 解説

### 第1項

町が暴力団の排除を行う上で、基本理念に基づき、町単体で暴力団の排除を行うのではなく、警察署等や関係団体との連携を図り、より効果的な施策を推進する必要があることから、これを町の責務として示したものです。

- (1) 「暴力団の排除に関する施策」とは、町の事務及び事業からの暴力団排除、暴力団の

排除のための活動に関する知識の普及を図るなど、多種多様な施策を行うことをいいます。また、町が主催又は共催する行事（イベント含む。）から暴力団を排除するために行事の参加者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないことの確認やその者の行事への参加をさせないなどをいいます。具体的には、条例 1 2 条の解説のとおりです。

#### 第 2 項

組織的に活動する暴力団に対して、道、道警察及び道暴力追放運動推進センター等の関係機関と北海道の全体が一丸となり、暴力団の排除に取り組む必要があります。

#### 第 3 項

町が行う様々な暴力団の排除のための施策を推進していく中で、町は、暴力団に関する様々な情報を入手することが考えられます。こうした情報を関係機関で共有することにより、警察による取締りや、道が行う暴力団の排除のための施策等に反映させ、警察署等の関係機関及び関係団体と連携して効果的に暴力団排除を推進するというものです。

#### 北海道暴力団の排除の推進に関する条例

##### （道の責務）

第 4 条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、道民、事業者、事業者団体、道暴追センターその他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

##### （市町村に対する支援）

第 13 条 道は、暴力団の排除に関する施策を実施する市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

##### （町民及び事業者の役割）

第 5 条(1) 町民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組む(2)とともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策(3)に協力する(4)よう努めるものとする。

2(1) 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備(2)を含む。）に関し、暴力団との関係を遮断(3)し、暴力団を利すること(4)とならないようにするとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 町民及び事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報(1)を得たときは(2)、町又は道警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

## 1 趣旨

本条は、暴力団の排除を推進していく上で、町民の取り組み方、事業者の事業活動のあり方及び町が実施する施策への協力や情報提供など町民及び事業者の役割について定めたものです。

## 2 解説

### 第1項

- (1) 暴力団の排除を推進するためには、警察による取締りや行政機関の努力のみでは不十分であり、町民が自主的に活動に取り組むこと、町民相互の連携を図り活動に取り組むこと及び町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めることについて定めています。
- (2) 「相互に連携して取り組む」とは、町民、事業者と行政等が一丸となり、暴力団を排除するための活動に取り組むべき姿勢をいいます。
- (3) 「町が実施する暴力団の排除に関する施策」とは、第4条の解説のとおりです。
- (4) 「協力する」とは、例えば、町が実施する暴力団の排除を目的とした集会などに参加することなどをいいます。

### 第2項

- (1) 事業者が社会的責任を果たし、その事業が暴力団を利することのないよう、事業者の役割を明確に規定したものである。

事業者が事業を営むに当たって、当該事業から暴力団の排除のための取り組みを推進していくことは、業務の健全性及び適切性を確保し、社会的責任を果たすために重要かつ必要なことであり、更には企業防衛の観点からも不可欠なものである。しかし、暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を背景に、潜在化した暴力団によって、銀行融資取引、証券取引又は不動産の賃貸契約・売買取引が行われるなど、事業者が暴力団を利するとの認識がないまま、そのような取引が行われ、これが暴力団の排除を阻害する要因にもなっていることから、このように規定したものである。

- (2) 「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいう。営利の要素は必要とせず、前段階にあたる「事業の準備」も、当然に「事業」に含まれる。

この「事業の準備」については、具体的な場合において諸般の事情を勘案して決められることとなるが、少なくとも「事業の準備」であることが客観的に認められ得る程度になされていることを必要とする。ただ単に事業の実施者の主観においてのみ存在するような程度、例えば実施者が単に実施しようとして内心で考えていたという程度では足りないが、その事業のための調査活動を実施した場合、事業のためにすでに従業員との雇用契約を結んでいる場合、事業の宣伝に着手しているような場合等については、「事業の準備」に当たると解される。

- (3) 「関係を遮断」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することから、暴力団との関係を排除することをいいます。

具体的には、暴力団員からの不当要求に応じること、暴力団員を雇用・使用すること、暴力団員との下請契約や資材・原材料の購入契約の締結、門松やおしぼりの購入など、直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為を含み、あらゆる関係を遮断するという事です。

- (4) 「暴力団を利すること」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、事業者に認識がなく行う行為も含む。

具体的には、暴力団員を雇用・使用すること、暴力団員と下請契約や資材・原材料の購入契約等を締結することなど、直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為も含む。

### 第3項

- (1) 「暴力団排除活動に資すると認められる情報」とは、暴力団の関与する犯罪に関する情報に加えて、みかじめ料の徴収等の暴力団の集金システムに関する資金獲得活動に関する情報、暴力団事務所の新設等の暴力団の活動実態や組織実態活動に関する情報等をいい、当該情報が暴力団排除活動に資すると認められるか否かは、町民、事業者の常識的な判断に委ねられるものである。町民、事業者は、社会生活を営む中で暴力団に関する様々な情報を得ているものと思われ、町は、こうした情報について町民、事業者から提供を受けることにより、暴力団排除活動をより効果的に推進できるため規定したものである。
- (2) 「情報を得たときは」と規定しているとおり、町民、事業者に対して、積極的に情報収集することまでを求めるものではない。

当該情報の例としては、

暴力団A組は、B地区の飲食店から「みかじめ料」を徴収している。

企業Cが、地元対策費と称して暴力団D会に利益を供与しているとの話を聞いた。

企業Eは、暴力団F組の関係企業ばかりを下請けに参入させている。

Hマンションの2階には、I組の関係者が多数出入りしており、I組の事務所があるかもしれない。

暴力団J組の幹部Kは、最近更迭され、後任に組員Lが抜てきされた。

等です。

#### 北海道暴力団の排除の推進に関する条例

(道民の責務)

第5条 道民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、道が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。



(事業者等の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

2 事業者団体は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する事業者の取組に対する支援に努めるとともに、道が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(町の事務及び事業に係る措置)

第6条(1) 町は、その発注する建設工事その他の町の事務又は事業(2) (次項及び次条において「公共事業等」という。)により暴力団を利する(3)こととならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者(4)をいう。以下同じ。)について、町が実施する入札に参加させない(5)等の必要な措置(6)を講ずるものとする。

2 町は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第4項に規定する下請契約(1)その他の当該公共事業等に係る契約(3)に関連する契約(2)の相手方(1)(2)から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置(4)を講ずるよう求めるものとする。

1 趣旨

本条は、暴力団の排除を率先して行うべき町が、その実施する事務又は事業において、暴力団を利することとならないよう、町が暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者を町が実施する入札に参加させない又は契約しないなどの必要な措置を講ずることを規定したものである。

2 解説

第1項

(1) 町が実施する全ての事務及び事業が暴力団を利することは許されない。

町では、公共工事発注に係る契約のほか、補助金・利子補給金その他の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施によって、暴力団活動を助長したり、暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずることにより、町が実施する事務及び事業の全般から暴力団を排除するために、町が必要な措置を講ずることを明文化したものである。

(2) 「建設工事その他の町の事務又は事業」とは、町が発注する建設工事のみならず、町が実施する事務又は事業の全てをいう。

(3) 「公共事業等」という。)により暴力団を利する」とは、町の事務又は事業を通じ暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなく行う行為も含む。

(4) 「暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者）とは、

暴力団員が役員となっている事業者

暴力団員の妻、内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員等がその運営を支配している事業者

不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するため、暴力団関係者を使用する事業者

暴力団関係者に対して不当に金銭等財産上の利益を供与する事業者

暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

暴力団関係者と知りながら、これを不当に利用する事業者

等が挙げられる。

なお、北海道暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等としなかったのは、この条が権利の制限に係る条項なので、脱退後5年以内の善良な者まで排除できないためであり、偽装脱退者等は社会的に非難される関係にある者の範疇により排除することになる。

暴力団員等とは、暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。「貸金業法第6条第1項第6号及び廃棄物処理法第7条第5号第4号八等に定める暴力対策法等に違反して罰金刑に処され、その刑が終了し、又は刑を受けることがなくなった日から5年を経過しない者をいう。」

(5) 「町が実施する入札に参加させない」とは、具体的には、建設工事に係る建設業者の入札参加停止基準に規定する措置をいい、必要な措置の例示として条文に盛り込んでいる。

(6) 「必要な措置」とは、町の事務又は事業や建設工事以外の物品等の売買契約やその他の契約に基づいて行われる町の不動産又は物品の売り払いや貸付けの契約において、事業に係る契約書面に契約の相手方が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者でないことの確認や、要綱等に基づく暴力団の排除の措置のほか、契約後に暴力団関係者であることが判明した場合等の解除権の設定等や、不動産契約等に係る、契約書面に契約の相手方が不動産を暴力団事務所として使用しないこと又は不動産が暴力団事務所に使用されていることが判明したときは、催告することなく契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること等あらゆる事務又は事業から暴力団の排除が円滑に推進されるための措置が考えられる。

「補助金・交付金の交付等からの暴力団の排除」の方法については、町補助金・交付金や町給付金等が暴力団の資金源とならないよう、補助等の根拠規定に照らして、暴力団を排除すること等が考えられる。

一方、町の事務及び事業の中には、制度の趣旨に鑑みれば、事務又は事業の相手方が暴力団員であることのみをもって一律に排除することが適当でないものや、町(町長)が

行う許認可事務であるものの、欠格事由は法律によって定められ、暴力団員であることは法律上の欠格事由に該当しないものなども考えられる。

この様な場合においては、

法律等により、 地方自治体に委任された事務等であるか（暴力団の排除に関し、町が裁量権を有するか否か）

当該事務等に関し、暴力団の関与の実態があるか。

当該事務等の性質上、暴力団の利益となる可能性があるか。

前記事情から判断して、条例等による、法律の上乗せ的な規制が必要（可能）か。

暴力団の排除の実効性はあるか。

などを勘案した上で、それぞれの事務又は事業ごとに妥当な「必要な措置」を講ずることとなる。

## 第2項

- (1) 「建設業法第2条第4項に規定する下請契約の相手方」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者（「請負人」という。）と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいい、下請契約における下請負人（公共工事等に係るすべての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 「その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方」とは、契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）
- (3) 「その他の当該公共事業等に係る契約」とは、建設工事以外の売買契約その他の契約に基づいて行われる町の不動産又は物品の売り払いや貸付けをいう。
- (4) 「必要な措置」とは、町の事務又は事業や建設工事以外の物品等の売買契約やその他の契約に基づいて行われる町の不動産又は物品の売り払いや貸付けの契約の相手方に対し、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者でないことの確認や、要綱等に基づく暴力団の排除の措置のほか、契約後に暴力団関係者であることが判明した場合等の解除権の設定等や、不動産契約等に係る契約書面に契約の相手方が不動産を暴力団事務所として使用しないこと又は不動産が暴力団事務所に使用されていることが判明したときは、催告することなく契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること等あらゆる事務又は事業から暴力団の排除が円滑に推進されるための措置が考えられる。

(町の事務及び事業に関する不当介入に係る措置)

第7条(1) 町は、公共事業等に関し、公共事業等に係る契約の相手方に対し、当該契約の相手方(下請契約その他の当該公共事業等の遂行のために締結する契約の相手方を含む。)が、当該契約に係る公共事業等の遂行に当たって暴力団員から不当介入を受けたときは、町に報告するとともに、道警察に通報する等の必要な措置(2)を講ずるものとする。

2(1) 町は、公共事業等に係る契約の相手方が前項に規定する措置をとらなかったときは、当該相手方との契約を取り消し、又は町が実施する入札に参加させない(2)等の措置を講ずるものとする。

## 1 趣旨

本条は、公共事業等の契約の相手方や下請負人等が町との契約に基づき公共事業等を行う場合に、暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者から不当介入を受けたときは、町に報告するとともに管轄警察署に通報することを求め、違反した場合は公共事業等の契約の相手方との契約の取り消し又は町が実施する入札に参加させない又は契約しないなどの必要な措置を講ずることを規定したものである。

## 2 解説

### 第1項

(1) 公共事業等が暴力団の活動資金源になることは許されない。

町だけで、公共事業等から暴力団排除を推進するためには不十分であり、公共事業等から暴力団を排除する仕組みを強化することが重要であり、公共事業等の契約の相手等が暴力団等からの不当要求に対する通報制度を義務付けることについて定めています。

(2) 「必要な措置」とは、町は、要綱等に基づき、公共事業等の契約相手方や下請負人等に対して、特記仕様書等に不当要求行為に対する報告・通報等に関する特約条項を設け、受注者等が、暴力団員等から不当要求行為を受けたときは、町への報告及び管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を怠ることがないように指導等によりあらゆる公共事業等からの暴力団の排除を円滑に推進されるための措置が考えられる。

平成22年3月8日付けで国土交通省と警察庁との間で発注工事等における暴力団員等による不当介入の通報制度が導入され、その後都道府県等においても、すべての事務事業に係わる同制度の導入が図られている。

### 通報通告制度

公共事業等の発注者が、同工事等の受注業者に対して、暴力団員等による不当介入がなされた場合、警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者への報告を行うことを義務付ける。また、これを怠った場合(報告義務違反という)には、指名停止、書面による警告、注意喚起、下請け等の禁止等の措置を講ずることができる制度をいう。

不当介入の事例は、具体的に次のような行為です。

書籍・物品等の購入、機関誌（紙）の購入等の強要

作業員の安全管理、資材の保管状況、警備員の交通規制等の現場管理上の問題に起因したいいがかり

挨拶料、迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄附金、賛助金等、名目のいかに問わず、不当な金銭の支払を要求する行為

労働者の雇用、下請工事の参入、特定資材の納入受入れ、物品の購入、自動販売機の設置等を不当に要求する行為

不当な手段又は方法により面談を要求する行為

第2項

- (1) 「当該相手方との契約を取り消し、又は町が実施する入札に参加させない」とは、具体的には建築工事に係る建設業者との契約の取り消しや入札参加停止基準に規定する措置をいい、必要な措置の例示として条文に盛り込んでいる。

北海道暴力団の排除の推進に関する条例

(公共事業等に係る措置)

第7条 道は、その発注する建設工事その他の道の事務又は事業(次項において「公共事業等」という。)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。)について、道が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 道は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公共施設に係る措置)

第8条 町長、町教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(1)(以下「町長等」という。)は、暴力団又は暴力団関係事業者にその設置する公共施設(町が設置し、又は管理する施設(付属施設を含む。)をいう。)の管理を行わせてはならない。

- 2 町等は、公共施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずる(1)ものとする。

## 1 趣旨

本条は、暴力団が町の公共施設の管理及び利用することにより、暴力団に利益をもたらすことがないよう必要な措置を講ずるものとして規定するものです。

町の公共施設の管理及び利用に関する事務も、町の事務及び事業の一つですが、町民

の税金により設置された公共施設が暴力団の活動に利用されることは断じて阻止しなければならないのはもちろん、公共施設において、法要等の義理かけ行為等暴力団の資金獲得及び示威活動を容認することは、暴力団排除活動を推進させていく町の立場を明確にするためにも避けなければならないことから、第6条から特化し本条を規定するものです。

## 2 解説

### 第1項

- (1) 「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者」とは指定管理者制度により管理を行っている法人等をいう。

#### 地方自治法第244条の2第3項

「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」

#### 指定管理者制度について

民間の能力や経験を活用することにより、市（町）民サービスを向上させるとともに可能な限り競争を導入することによって、経費の節減を図るなど、効率的かつ効果的な施設管理運営を目指すことを目的として、公の施設に同制度を導入しているもの。

### 第2項

- (1) 「必要な措置を講ずる」とは、現在、町では、「洞爺湖町公共施設の暴力団等排除に関する」条例中に、施設の利用の不承認事由の一つとして、「その使用が暴力団等及びその利益となる活動を行う組織と認められるとき」を掲げ、暴力団排除条項を盛り込んでいます。

#### 北海道暴力団の排除の推進に関する条例

##### （公の施設に係る措置）

第8条 道は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

#### （町民及び事業者に対する支援）

第9条 町は、町民及び事業者が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に協力して取り組むことができるよう、町民等に対し、情報の提供(1)、助言その他の必要な支援(2)を行うものとする。

## 1 趣旨

本条は、町民及び事業者に対する町の支援等について規定したものです。

## 2 解説

町民及び事業者が実効力のある暴力団排除の活動を行うため、暴力団に関する情報や暴力団の排除に関するノウハウの提供など、町が町民及び事業者に対して情報の提供や助言等を行うことを示したものです。

- (1) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいいます。町民及び事業者に対して提供する情報については、北海道暴力団排除条例第13条（市町村に対する支援）に基づき道や道警察などから提供される情報や町が町民及び事業者から得るなどして入手した情報等がその対象となります。

ただし、暴力団、暴力団員等に関する個人情報を含みません。

- (2) 「その他の必要な支援」とは、町民及び事業者が推進する暴力団の排除のための活動に資する活動全般を指します。具体的には、町内において開催される祭礼、興行その他公共の場所において特定の目的のために一時的に多数の人が集合する行事の主催者又は運営に携わる者に対し、暴力団を排除するための助言や指導など、暴力団を排除するための必要な支援をいいます。

暴力団の排除のための活動を行うことで、暴力団の組織力を背景とした暴力団又は暴力団員等からの暴力等により危険にさらされることも考えられます。

そこで、町民、事業者に対しては、道条例第10条（警察による保護措置）により、『警察本部長は、暴力団の排除に関する活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。』と規定されています。このようなことから、警察が行う保護措置に関して町が必要な協力を行うこととします。

### 北海道暴力団の排除の推進に関する条例

#### （道民等に対する支援）

第11条 道は、道民等が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、道民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

#### （市町村に対する支援）

第13条 道は、暴力団の排除に関する施策を実施する市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 町は、町民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動(1)を行うものとする。

1 趣旨

本条は、町民や事業者が暴力団排除の重要性について理解を深め、また、暴力団排除の気運が高まるよう町が啓発活動を行うことを規定したものです。

2 解説

暴力団の排除を実現するためには、警察署等と連携して町民及び事業者が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組む必要があります。そのためには、町民及び事業者が暴力団を排除することの重要性についての理解を深め暴力を追放する気運を醸成する必要があり、そのための広報、啓発活動を行うことを示したものです。

(1) 「広報その他の必要な啓発活動」とは、警察署等と連携して暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団の排除の気運の高揚などに資する活動をいいます。具体的には、ポスター・パンフレット等の配布や暴力追放運動などの集会などが考えられます。

北海道暴力団の排除の推進に関する条例

(啓発活動)

第12条 道は、道民等の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第11条(1)(2)(3) 町は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、高等学校をいう。)において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育(4)が必要に応じて行われるよう、適切な措置(5)を講ずるものとする。

2 町は、青少年の育成に携わる者(1)が、前項の教育を行うために必要な指導、助言(2)その他の適切な措置を講ずることができるよう、その者に対し、情報の提供その他の必要な支援(3)を行うものとする。

1 趣旨

本条は、青少年が暴力団へ加入することの防止及び暴力団が介在する犯罪に巻き込まれないよう、町が中学校、高等学校(以下、「中学校等」という。)において教育を行うこと及び青少年の育成に携わる者に対して、町が支援等を行うことを規定したものです。



## 2 解説

### 第1項

- (1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在であるが、暴力団専門誌、暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があるのが現実である。

よって、それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態等を認知させることにより、暴力団に対する誤った認識を払拭させ、暴力団犯罪に巻き込まれ、又は暴力団に加入したりすることを防止する必要がある。

- (2) 青少年に対する指導等を推進することは、将来における暴力団加入者を減少させ、暴力団の組織を弱体化に導くことや、青少年の福祉を害する犯罪実態を正しく認識させ、暴力団が資金獲得のために介在する犯罪から青少年を守るためには極めて重要である。

- (3) 教育の対象を中学校等の課程とした理由は、

中学校等の生徒の年齢であれば、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることについて十分に理解することが可能であること。

中学校等の生徒の年代は、特に周囲の環境の影響を受けやすいこと。

中学校等の時代に暴走族への加入等非行に走ることが比較的多く、その後、暴走族等での友人・知人を介しての暴力団への加入が多いこと。

等である。

- (4) 「暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させることを目的とした教育であり、教職員が実施する教育に限らず、警察職員の派遣を受けての教育等も含む。
- (5) 「適切な措置」とは、青少年に対する助言、指導が円滑に推進されるために講ずべき措置をいい、青少年に対する暴力団犯罪、暴力団への加入事実等を認知した場合の早期の警察等に対する情報の提供等も含む。

### 第2項

- (1) 「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者や青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者に限らず、その他青少年に対し助言及び指導できる立場にある者を広く含む。例えば、地域防犯活動団体、自治体の職員、PTAの役員等が含まれる。

- (2) 「指導、助言」とは、例えば、

暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したりしないよう助言すること。

暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導すること。

等をいう。

- (3) 「必要な支援」とは、青少年の育成に携わる者が指導等を行うために必要な支援で

あり、暴力団の現状や暴力団犯罪の実態等の教育に必要な資料や啓発教材等の提供、講師派遣等（例、警官による薬物乱用防止教室）町が実施する支援全般をいう。

北海道暴力団の排除の推進に関する条例

（青少年に対する指導等）

第20条 道民等は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導又は助言を行うよう努めるものとする。

2 道は、前項の指導又は助言が適切に行われるよう、道民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（祭礼又は興行等からの暴力団排除）

第12条 祭礼又は興行その他の公共の場所に多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事を主催する者及びその運営に携わる者は、当該行事の運営に暴力団員を関与させないことその他当該行事から暴力団排除のための必要な措置(1)を講ずるよう努めるものとする。

1 趣旨

本条は、祭礼又は興行等から暴力団を排除し、暴力団の資金源を断つことを目的に規定したものです。

2 解説

(1) 「暴力団排除のための必要な措置」とは暴力団の資金源となっている祭礼における露店について、出店に係る要綱を整備し規制を行うこと等である。内容については、行事の参加者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないことの確認やその者の行事への参加をさせない措置などをいいます。具体的には、行事主催者等が、露店を出そうとする者を事前に把握し、暴力団該当者を警察に照会すること等をいいます。

当然ながら、無差別に露店の出店を控えるということではなく、暴力団が関与している露店を排除するための措置です。行事の主催者や運営に携わる者から暴力団の排除のための相談を受けた場合に、案件に応じて、警察や暴力追放推進センターに引き継ぐことなどが考えられます。

次のような項目が盛り込まれた出店申込書を作成し、露店を出そうとしている者に記載してもらうことが有効と考えられます。

氏名

住所

生年月日

本人を確認する免許証、パスポート等写真付の写し添付

この申込書に記載された者が暴力団でないか警察に照会することに同意します。

次の7点のいずれかに違反した場合には、出店排除措置（出店許可の即時取消、次年、次回以降の出店の不許可、北海道内の祭典等主催者への通知等）を受けても異論ありません。

この申込書の記載事項に虚偽はありません。

この申込書に記載された者（従業員含む。名簿添付）は、暴力団又は暴力団員（暴力団員と密接な親交ある者を含む。）ではありません。

この申込書に記載されていない者を販売に従事させません。

申込みに際し、名義貸し、その他不正な方法による申込みは一切しません。

その他、申込み時や出店当日に、主催者関係者、警察官からの身分確認証等の提示要求に従います。

暴力団との関係等を調査するため、申込書・確認書や誓約書が警察等の関係機関に提出されることに同意します。

主催者等関係者の定めた規則及び指示には積極的に従うと共に、主催者が定めた出店場所・ゴミの回収方法等の出店事項及び注意事項を厳守します。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第13条 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。

1 趣旨

本条は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めることを規定したものです。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

1 趣旨

本条は、この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合は、町長が別途定めることを規定したものです。

（施行）

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

## 洞爺湖町の町民及び事業者にも適用される規定

### 北海道暴力団の排除の推進に関する条例

#### (道民等による情報提供に対する措置)

第9条 道民、事業者及び事業者団体（以下「道民等」という。）は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、道に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

2 道は、前項の規定による情報の提供があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。

#### (警察による保護措置)

第10条 警察本部長は、暴力団の排除に関する活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

#### (暴力団利用行為等の禁止)

第14条 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

2 事業者は、その行う事業に関し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用してはならない。

3 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が依頼した者が不正の方法を用いて得た物品であることを知り、又は知り得べき状態にありながら、これを譲り受けてはならない。

#### (利益供与の禁止)

第15条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、財産上の利益の供与をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、財産上の利益の供与をすること。

(3) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償を受けることなく財産上の利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる財産上の利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

#### (契約時における措置)

第16条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下この条において同じ。）が暴力団員でないことを確認するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の書面に次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- (1) 当該契約の相手方が暴力団員でないこと。
- (2) 当該契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、事業者が催告をすることなく当該契約を解除することができること。
- 3 事業者は、前項各号に掲げる事項を定めた契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。

#### **(不動産の譲渡等における措置)**

第17条 道内に所在する不動産(以下「不動産」という。)の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。)(以下「譲渡等」という。)をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の相手方に対し、当該不動産が暴力団事務所の用に供されるものでないことを確認するよう努めるものとする。

- 2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。
- 3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の書面に次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
  - (1) 当該契約の相手方が、当該不動産を暴力団事務所の用に供しないこと。
  - (2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者が催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること。
- 4 不動産の譲渡等をした者は、前項各号に掲げる事項を定めた契約を締結した場合において、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めるものとする。

#### **(宅地建物取引業者の情報提供等)**

第18条 宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する者をいう。)は、自らに不動産の譲渡等の代理又は媒介を依頼した者に対し、前条の規定を遵守するために必要な情報の提供又は助言を行うよう努めるものとする。

### **第5章 青少年の健全な育成を図るための措置**

#### **(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)**

第19条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)(又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。))
- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館
- (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所
- (6) 裁判所法(昭和22年法律第59号)第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (7) 少年院法(昭和23年法律第169号)第1条に規定する少年院又は同法第16条に規定

する少年鑑別所

(8) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所

(9) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺において青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、同項に規定する区域外において運営されていた暴力団事務所が同項各号に掲げるいずれかの施設の設置により同項に規定する区域内において運営されることとなった場合は、適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、当該施設の設置後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

（青少年に対する指導等）

第20条 道民等は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導又は助言を行うよう努めるものとする。

2 道は、前項の指導又は助言が適切に行われるよう、道民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

## 第6章 雑則

（報告等の徴収）

第21条 北海道公安委員会は、第14条、第15条第1項又は第17条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他当該者と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定めるものに対し、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第22条 北海道公安委員会は、第14条、第15条第1項又は第17条第2項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（公表）

第23条 北海道公安委員会は、正当な理由がなく第21条の規定による報告若しくは資料の提出をしなかった者又は前条の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

2 北海道公安委員会は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（適用上の注意）

第24条 この条例の適用に当たっては、道民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

## 第7章罰則

第26条 第19条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第27条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。